**平成２６年（フ）第２９７号**
群馬県前橋市若宮町４丁目22番15号
債務者　橋詰　和美（旧姓塩谷）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第３０７号**
群馬県吾妻郡長野原町大字応桑276番地８
債務者　福田　隆男
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第３１３号**
群馬県佐波郡玉村町大字南玉575番地１　笠原アパート
債務者　福原　清子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第３１４号**
群馬県吾妻郡長野原町大字応桑696番地89
ハイツＫ・Ｙ・Ｏ１－Ａ
債務者　菊地　　実
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第６５５号**
千葉県市原市江子田116番地24
債務者　中村　一也
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第６５６号**
千葉県市原市江子田116番地24
債務者　中村めぐみ
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第４７号**
静岡県掛川市下俣南２丁目６番８号
債務者　熊切　玉江
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２６年（フ）第１０８９号**
京都府八幡市内里北ノ山37番地の３
債務者　湯川　賢子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１１０８号**
京都府伏見区久我御旅町６番地62
債務者　姫野　直子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１１１０号**
京都府八幡市男山金振７番地15　Ａ202
債務者　寄能　元廣
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１１１８号**
京都市山科区小山北林町39番地
債務者　カパスこと　定本　宣久
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１１５２号**
京都市東山区今熊野剣宮町15番地　グリーンボロウ203号
債務者　佐藤　弥生
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１１６２号**
京都市南区西九条川原城町47番地
債務者　仲　由美子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１１８５号**
京都市左京区岡崎徳成町29番地３　岡崎ミントビル205号、前住所京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地２　39棟306号
債務者　西村　隆一
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第７６９号**
堺市堺区北庄町２丁２番13―301号
債務者　八木　一世
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第２７号**
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1641番地の88
債務者　小西義行こと　小西　義行
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
奈良地方裁判所五條支部

**平成２６年（フ）第３５９号**
鹿児島県鹿児島市鷹師２丁目７番20号永秀ビル203号
債務者　立小野博明
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係